



平成 31 年 2 月 22 日

各 位

会社名 マブチモーター株式会社
代表者名 代表取締役社長 大越 博雄
(コード番号 6592 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員管理本部長 古今 敬之
(TEL 047-710-1127)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 12 月 7 日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議しお知らせいたしましたが、本日開催の取締役会において、これに伴い定款の一部を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は平成 31 年 3 月 28 日開催予定の当社第 78 回定時株主総会に付議する予定であります。

また、監査等委員会設置会社への移行後の役員人事につきましては、平成 31 年 2 月 14 日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役へ委任することによる意思決定の迅速化を図ることを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うとともに、取締役への権限委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものです。
- (2) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 | 平成 31 年 3 月 28 日 (木) |
| (2) 定款一部変更の効力発生予定日 | 平成 31 年 3 月 28 日 (木) |

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. 会計監査人 <p>第5条～第12条 (条文省略)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は3名以上11名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②～③ (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u>3. <u>会計監査人</u> <p>第5条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が<u>株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は3名以上11名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>②～③ (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠又は増員のために選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役(<u>監査等委員である者を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>第 21 条 (条文省略)</p>	<p>第 21 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前に各取締役<u>及び各監査役</u>に対してこれを発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役会は、取締役<u>及び監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前に各取締役に対してこれを発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長</u>となる。</p>
<p>第 24 条～第 25 条 (条文省略)</p>	<p>第 24 条～第 25 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第 29 条 当会社の監査役は 3 名以上 4 名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員及び監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、会日より 3 日前に各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除いては、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除いては、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 36 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第 37 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日より 3 日前に各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除いては、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>40</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>41</u>条～第<u>44</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>35</u>条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>36</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>37</u>条～第<u>40</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p><u>第78回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</u></p>

以上